

国立研究開発法人物質・材料研究機構

クリープ試験等約款

制定 平成13年 6月21日
改正 平成14年 4月 1日
改正 平成14年 9月26日
改正 平成15年 8月28日
改正 平成23年 8月23日
改正 平成24年 7月31日
改正 平成24年12月25日
改正 平成27年 3月24日
改正 令和2年 3月10日
改正 令和6年 3月14日

(約款の適用)

第1条 この国立研究開発法人物質・材料研究機構クリープ試験等約款（以下「約款」という。）は、国立研究開発法人物質・材料研究機構施設及び設備の外部への共用に関する規程（平成14年5月23日 14規程第34号）に基づき行われるクリープ試験機を利用したクリープ試験及びクリープ破断試験（以下「試験」という。）に適用されるものとします。

(試験の種類)

第2条 国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）が行う試験は、次のとおりとします。

- (1) クリープ試験（一定温度において一定荷重を加えた金属材料等について、時間の経過とともに生ずるひずみの状態を調べる試験をいう。）
- (2) クリープ破断試験（一定温度において一定荷重を加えた金属材料等がひずみにより破断するに至るまでの時間を調べる試験をいう。）

(試験の実施場所)

第3条 試験の実施場所は機構の千現地区とします。

(試験の申込)

第4条 機構に試験の申込をしようとする者（以下「申込者」という。）は、試験の種類及び目的等を記載する別記様式第1の試験申込書に試料を添えて、契約担当役に提出して下さい。

2 契約担当役は前項の試験申込の諾否を申込者に通知します。

(試験に応じない場合)

第5条 契約担当役は、試験を行うことができないとき又はクリープ特性基準が明らかにされていること、試験の目的、試料の材質等が不明確であること等の理由により試験を行う必要がないと認めるときは、申込に応じない場合があります。

(試験事項変更の申込)

第6条 申込者は、第4条の試験申込書に記載した試験事項を変更しようとするときは、別記様式第2の試験事項変更申込書を契約担当役に提出して下さい。

2 契約担当役は前項の試験事項変更申込の諾否を申込者に通知します。

(試験結果報告書の発行)

第7条 機構は、試験を終了したときは、別記様式第3の試験結果報告書を発行します。

(試験料)

第8条 試験料は、次に定めるところにより、納入するものとします。

(1) 試験の申込初年度においては、次の各号の合計額に消費税等を加えた額を納入すること。

(イ) クリープ試験料 (使用試験片の見込本数 × 使用見込時間 × クリープ試験加算金単価 (別表))

(ロ) 実費

(ハ) 間接経費

(2) 翌年度以降においては、次の各号の合計額に消費税等を加えた額を納入すること。

(イ) クリープ試験料 (使用試験片の見込本数 × 使用見込時間 × クリープ試験加算金単価 (別表))

(ロ) 間接経費

(3) 試験の申込年度の翌年度以降の各年度において、当該年度の9月30日までの試験実施時間が申込試験時間を超える場合には、前号の金額のほか、当該超過時間にかかるクリープ試験料及び間接経費に消費税等を加えた額を追加して納入すること。

2 機構は、前項に定める試験料の額を申込者が定められた期日までに納入しないときは、当該試験を中止する場合があります。

第9条 申込者は、試験温度の上昇又はクリープ試験の試験時間の延長等に係る試験事項の変更を申込むときは、その変更に伴う加算試験料を納入して下さい。

第10条 機構は、試験が終了したとき又は各年度末において既収試験料について精算します。

2 機構は、前項の精算において既収試験料に不足があった場合は、別記様式第4の試験料精算通知書を送付するので、当該申込者は、不足額を納入して下さい。

3 機構は、次項に規定する場合を除き、第1項の精算において既収試験料に過納があった場合は、別記様式第4の試験料精算通知書を送付するので、当該申込者は、別記様式第5の試験料精算請求書を機構に提出して下さい。

4 申込者の申出により試験を中止した場合には、試験料は返還しません。

第11条 第8条第1項、第9条及び第10条第2項の試験料の納入は、出納役が行う請求に基づき行うものとします。

第12条 別表のクリープ試験加算金単価が改定された場合は、改定料金が当該改定の日からすべての試験料に適用されるものとします。

2 機構は、前項に規定する場合には、すみやかに申込者に通知します。

(業務の結果得られた成果が特許権等の対象になったときの帰属)

第13条 機構の職員が、試験実施の過程において発明をしたときは、その発明にかかわる特許を受ける権利又は特許権は、それぞれ職務にかかわるものとして機構に帰属します。

(試料の返還)

第14条 機構は、あらかじめ申込者から依頼があった場合には、試験終了後、申込者に試料を返還します。ただし、返還に必要な費用は、申込者の負担とします。

(試験の中止)

第15条 機構は、天災その他やむを得ない事情により試験を継続することが困難となったときは、当該試験を中止する場合があります。この場合、機構は、遅滞なくその旨を申込者に通知します。

2 機構は、前項に規定する場合において、既収試験料のうち試験の中止により試験を行わなかった期間に応ずる時間にかかる試験料を返還します。

3 申込者は、前項の規定により試験料の返還を請求しようとするときは別記様式第5の試験料精算請求書を機構に提出して下さい。

(賠償責任)

第16条 機構は、前条第1項の規定により、試験を中止した場合においてそれらにより申込者に生ずる損害については、前条第2項に規定する時間当たり料金の返還を除き、一切その責任を免れるものとします。

2 機構は、試料の滅失又はき損に対しては、故意又は重大な過失に基づく場合を除き、賠償の責任を負いません。

(試験の開始及び完了の時期)

第17条 この試験は、機構が承諾決定を行った日に始まり、申込者が終了精算を完了した日に終わるものとします。

附 則

この約款は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この約款は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

1. この約款は、平成14年10月1日から適用する。
2. 改正日より前に受託手続を完了したものについては、平成15年3月31日までの期間に限り、改正前の別表第1及び別表第2に掲げる料金を適用する。

附 則

1. この約款は、平成15年10月1日から適用する。
2. 改正日より前に受託手続を完了したものについては、平成16年3月31日までの期間に限り、改正前の別表第1及び別表第2に掲げる料金を適用する。

附 則

この約款は、平成23年8月23日から適用する。

附 則

この約款は、平成24年8月1日から適用する。

附 則 (平成24年12月25日)

この約款は、平成24年12月25日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月24日)

この約款は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月10日)

この約款は、令和2年3月10日から施行する。

附 則 (令和6年3月14日)

この約款は、令和6年4月1日から施行する。

別表 クリープ試験加算金単価

試験種別	100℃以上 900℃未満	900℃以上 1000℃未満	1000℃以上 1100℃以下
クリープ試験	70円/本/時間	90円/本/時間	—
クリープ破断試験	40円/本/時間	70円/本/時間	90円/本/時間

(以下、別記様式第1から第5まで省略)